

業務再点検結果報告

部署名	大臣官房国際部国際協力課
部署の業務内容	国際協力に係る総括的な業務(FAO等の国際機関の活動に係る業務、JICA等が行う技術協力プロジェクトや開発調査などの業務の調整や専門家派遣及び研修員の受け入れ業務、国際農業研究協議グループ等の関係国際機関に対するトラストファンドに係る業務、各種の農業技術等に関する交流事業など)

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の性格上、直接、消費者や生産者等と接する機会は少ないが、機会を捉えて対外的なPRに努めるとともに、問合せがあった場合はわかり易い説明につとめている。 ・現在、国民へのPRや意見交換の場として、飢餓問題に関するイベントを計画中。その一連の活動として5月に開催されるアフリカン・フェスタに参加
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な対応につとめているが、当課では十分対応できない、あるいは、補足の説明が必要な場合、上司とも相談の上、関係部署の協力を仰いだり、後日、調べた上で回答するなど「たらい回し」にならないよう徹底している。 ・現在、国際政策課が中心となり、地方農政局窓口を通して広く国民の意見、批判、国際関係情報の把握を行うための国際部としての体制の整備を進めているところであり、国際協力課としてもこの体制下、適切に対応する。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	×	

基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<p>・これまで、幅広い意見を聴くとの観点から各分野を代表する方との意見交換に努めてきた。</p> <p>・しかしながら、政策決定プロセスとしては、協議・調整作業に終了しており、意見をもらう範囲は当該分野に限られていた。</p> <p>・この反省点に立ち、独自の政策決定プロセスの基本方針を策定し、パブリックコメント等により意見を広く問う中で、国民目線を踏まえることを検討しているところ。</p> <p>・また、国際協力分野は農政全般からみると分野特定的であることから、公開討論の形で、各方面の専門家やNGO、NPO等との意見交換の機会を設け、より広がりを持った政策討論に努める。</p> <p>(3月5日外務省主催の食料安全保障関連シンポジウムにパネラーとして参加。3月11日JAICAF主催の公開セミナーに参加し農水省のアフリカ支援について意見交換)</p>
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	<p>・農業技術の交流事業や海外農業開発協力に関する調査業務のための業務を実施しているが、これらの業務は、直接的には消費者の利益に影響は与えないものの、納税者でもある消費者の視点に立って、前項の取組を通じて説明責任が果たせるよう適正な事業実施を行う。</p> <p>・4月以降、国際協力分野の課題を体系的に整理し、基本的な考え方を取りまとめ、政策決定プロセスの基本方針に基づき国民目線を踏まえることを検討しているところ。</p>	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○		
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×		
項 目		対応		
総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	<p>・食の安全業務に関しては、食品の検査など直接的な安全確保のための業務と、当課が実施している国際協力のように、間接的ではあるが、相手国の食に携わるものへの技術移転を通じた理解促進や食の安全に関わる情報交換などの業務がある。</p> <p>・国際機関への拠出金事業や研修事業の中で、食の安全性を高めるための技術移転や人材育成に取り組むとともに、諸外国の技術者等との交流事業において鳥インフルエンザなどの越境性伝染病についての情報交換を行っている。</p>	

食の安全業務についての点検	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	<p>・BSE発生後、JICAの研修において当省が企画立案し、BSEの診断技術の集団研修を実施した。BSEの研修は現在も継続しており、その後発生した鳥インフルエンザ対策なども研修項目に加えるなど、状況に応じた内容を見直ししてきている。</p> <p>途上国の安全管理の水準を向上させることは輸入農産物の安全性を高め、国民の健康を守るとともに、未然防止にも結びつくものである。</p> <p>・これらは、技術協力を主とした内容であり、正しく科学的な知見や証拠にもとづいて行われる事業であり、科学的・客観的評価には、幅広い観点からの検証が必要なことから、農業アタッシュェ、国際機関やJICA派遣専門家から協力の成果に関連する情報を充実させることとしている。(現在、統計分野に対する技術協力の強化を検討中)</p>
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
	第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当はないか。	—		

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	